

(仮称)新総合教育センター再整備基本構想

令和7年3月

習志野市教育委員会

●●● 目 次 ●●●

基本構想策定の経緯	3
I. (仮称)新総合教育センターの整備方針	4
1. 基本理念	4
2. (仮称)新総合教育センター基本コンセプト	4
(1) 多目的利用・多世代交流の促進・地域コミュニティの拠点	4
(2) 教育と情報化の強化	4
(3) 文化活動の支援	4
3. 基本方針	5
(1) 設置機能	5
(2) 整備予定地	6
(3) 再整備方法	6
(4) 市民交流・民間施設	6
II. 総合教育センター及び周辺施設の現状	7
1. 現状・地積	7
2. 多機能化・複合化対象施設の概要	8
(1) 総合教育センター	8
(2) 東習志野図書館	9
(3) 実花公民館	10
(4) 東習志野コミュニティセンター	11
III. 対象施設が持つ機能及び施設整備の基本的な方向性	12
1. 多機能化・複合化の施設	12
(1) 共通	12
(2) 総合教育センター	13
(3) 図書館	17
(4) 公民館・コミュニティセンター	18
2. 屋外スペース	20
3. 駐車場・駐輪場	20
4. 施設までのアクセス	20
5. 文化財展示室及び文化財保存室	20
6. その他	21
IV. 施設利用者及び地域住民等のニーズの把握	22
1. 施設利用者・地域住民等のニーズ把握方法	22
(1) 施設利用者の意見聴取	22
(2) 地域住民の意見聴取	22
(3) 市立小・中学校からの要望事項等	22
V. 事業スケジュールの検討	23

基本構想策定の経緯

総合教育センターは、昭和50年に習志野市視聴覚センター・習志野市教育研究所として開設し、以降、教員の研修、情報教育の推進、教育相談活動の充実等、本市の教育の質の向上に大きな役割を果たしてきました。

そのような中、施設開設から50年目を迎え、施設・設備の老朽化が進む一方で、教育を取り巻く環境は、少子化や核家族化、ICT(情報通信技術)の進展、不登校の増加など、急激に変化しており、総合教育センターに求められる役割も年々増大しています。

市の第2次公共建築物再生計画(2020~2037年度)では、周辺施設と複合化して建て替えし、2029年度から3ヶ年にかけて工事を行うこととしておりましたが、施設・設備の老朽化が著しく、また多様化する教育ニーズに対応するためには、早急な対策が必要と判断し、同計画の中間見直しにおいて2026年度を開始年度とする第3次公共建築物再生計画期間中の前倒し実施を検討することとしました。

(仮称)新総合教育センター再整備については、公共建築物再生計画の基本方針の1つである「公共建築物の多機能化・複合化」に基づき、東習志野・実花地区における公共施設である東習志野図書館、実花公民館、東習志野コミュニティセンターとの複合化により、早期の再整備を目指すこととし、令和5年10月に「総合教育センター再整備に向けた基本方針」を策定いたしました。

この方針を受け、今後60年を見据え、教育委員会内に「総合教育センター再整備基本構想策定検討委員会」を設置し、真に必要な施設機能を利用者、地域住民の意見も踏まえ再構築すると共に、多機能化・複合化による再整備について協議、検討し、「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」を策定いたしました。

I. (仮称)新総合教育センターの整備方針

1. 基本理念

基本理念 人と人がつながる学びの情報交流基地
～教育・文化・地域を育むために～

(仮称)新総合教育センターは、地域住民、また、教職員が平等に知識と文化にアクセスできる場を提供し、学習や自己啓発を支援します。これにより、地域全体の文化的な豊かさと知識水準、教育の質を向上させることを目指します。

また、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設を目指します。その際、地域住民が継続的に学び続けられる機会を提供します。さらには、ICT化¹が進む現代において、インターネットやデジタルリソース²へのアクセスを支援することで、地域住民が必要な情報にアクセスできるようにし、情報の交流基地としての役割を果たしていきます。

本計画においては、教育、地域の取組、子育て支援といった様々な施設機能を複合化するとともに、教育と文化と地域のコラボレーションによる「新たな学び」の創出を目指していきます。

2. (仮称)新総合教育センター基本コンセプト

(1) 多目的利用・多世代交流の促進・地域コミュニティの拠点

複数の施設を集約し様々な目的に対応できるようにすることで、多様な世代が利用できる場を提供し、交流の促進を図る。また、地域住民が気軽に集える場の提供を行う。

(2) 教育と情報化の強化

総合教育センターの研究のデジタルリソースや図書館の蔵書を活用し、総合教育センターの研究プログラムと連携して、学習の場を提供する。これにより、教職員だけでなく、地域社会の知識の向上や学習支援を効果的に行う。

(3) 文化活動の支援

地域の文化的豊かさを育むため、文化活動や芸術活動等を支援するためのスペースの提供を行う。

¹ コンピュータやインターネットを通じてアクセスできる情報ツールやコンテンツ（ウェブサイト、デジタルメディア、電子書籍、オンライン予約、ソフトウェア、クラウドストレージ等）のこと。

² インターネットを活用してコミュニケーションを円滑にし、サービスの質の向上をする取り組みのこと。

3. 基本方針

再整備に向けての基本方針は次のとおりとします。

- 平成27年に改訂された「習志野市都市マスタープラン」において、実花・東習志野・実籾・新栄地域区のまちづくりのテーマは、「文教・産業と豊かな自然が調和したまち」と示されている。そこで、総合教育センターの再整備については、本テーマに則り、東習志野こども園、東習志野小学校、第四中学校と隣接する文教ゾーンの中で、習志野市の学びの拠点と位置づけて実施する。
- 総合教育センターは、特別支援教育・教育相談の充実や適応指導教室での指導により、いじめ・不登校、虐待等の未然防止・解消を目指す活動や教職員の資質・指導力向上を図るための研修、情報教育の推進に取り組んでいる。再整備にあたっては、これらの機能を継承することを基本とする。
- 施設・設備の老朽化等の課題や教育に対するニーズの変化に対応するため、早期の再整備を目指し、総合教育センターを建て替えることとする。建て替えにあたっては、再生計画の基本的な考え方を継承するとともに、本市の教育目標である「未来をひらく教育の推進」、「生涯にわたる学びの推進」を実現するため、東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター、実花公民館との多機能化・複合化を図り、真に必要な施設機能を再構築し、総量を圧縮する中で、財政負担の軽減を図る。

(1) 設置機能

現状の利用状況や今後の利用見込みを踏まえ、設置を検討する主な機能は以下のとおりとします。

①総合教育センター機能

研修室(会議室)、メディアルーム、教育相談関係諸室(来所相談・電話相談対応・控室・検査室)、適応指導教室「フレンドあいあい」、調査研究・研修資料・ICT機器・視聴覚機材等の保管庫、所員室・相談員室

②図書館機能

閲覧室、ブラウジングコーナー(雑誌・新聞配架閲覧コーナー)、おはなし室、情報コーナー(インターネット検索)、保存書庫、ブックポスト、学習室、ボランティアルーム、事務室、倉庫、習志野教科書センター

③公民館・コミュニティセンター機能

集会室、講義室、和室、防音音楽室、調理室、こどもスペース、倉庫、サークル備品庫、展示スペースも兼ねたロビー

④エントランスラウンジ機能

テーブル、ソファ(ベンチ)、情報コーナー、飲食スペース

(2) 整備予定地

新たな施設は、現在の総合教育センター敷地内にある旧プラネタリウム館の建物を解体し、整備いたします。



(3) 再整備方法

新たな施設の整備にあたっては、施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営を行っていく必要があります。

また、既存施設である総合教育センターは、教員の研修会場、教育相談施設があり、運営を休止することができません。

従って、以下のとおりの整備方法をもって事業を推進することとします。

- 設置機能を、再整備された総合教育センターに備えなければならないが、多機能化を行い、保有総量を圧縮して再整備を実施する。
- 総合教育センターに隣接する旧プラネタリウム館と駐車場に複合施設として建て替えてから機能を移し、切れ目なく運営をする。老朽化している現建物は解体し、解体後の敷地は利用者の駐車スペースのほか、適応指導教室の活動における利用、近隣施設と連携しながら地域における利用等に活用する。

(4) 市民交流・民間施設

- 施設を利用する市民の活動場所及び交流スペース(ラウンジ)
- 施設利用者や地域住民が利用できる飲食スペース

Ⅱ. 総合教育センター及び周辺施設の現状

Ⅰ. 現状・地積



東習志野3丁目

地番	登記地目	現況地目	登記地積(㎡)	現況地積(㎡)	
340 番 6	宅地	学校用地	47,597.48 (6,589.5)	47,597.48 (6,589.5)	第四中学校＋ 総合教育センター () は総セ部分
384 番 13	宅地	宅地	1,301.74	1,301.74	東習志野図書館 コミュニティセンター

2. 多機能化・複合化対象施設の概要

(1) 総合教育センター

○建物概要（公有管理財産建物明細台帳より）

・延床面積	4,041.492 m ²
・構造	鉄筋コンクリート造
・建設当時の工事費	400,140,000 円
・開設年月日	昭和 50 年 3 月



○施設の管理者

・市直営

○施設の設置目的

・教習所・養成所・調査研究

○施設設置の根拠法

・習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

○業務内容

・教育に関する調査研究、教職員の研修、情報教育の推進、教育相談活動の充実、適応指導教室、科学教育の推進、情報教育機器および施設の貸し出し 等

○施設の開所日時

・開所日 原則 月曜日から金曜日

・開所時間 8:30から17:00

○対象者・利用者数・職員数

・対象者 教職員・児童生徒・保護者・市民

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
稼働割合	77.5%	79.8%	90.1%	84.4%	94.8%	99.2%	100.0%	83.2
（稼働日数）	203	202	237	257	237	246	247	256
利用者数	26,726	25,159	27,459	23,191	7,983	8,529	13,107	9,761
（学校教育）	19,894	19,902	21,111	18,205	4,220	4,558	8,620	9,470
（社会教育）	1,852	600	678	219	30	221	242	291
（その他）	416	0	360	211	0	7	9	0
（相談）	4,190	4,188	4,715	3,492	2,914	2,680	3,192	4,451
（適応指導教室）	374	469	595	1,064	819	1,063	1,044	1,627

※相談は、来所相談、電話相談、青少年テレホン相談、訪問相談の延べ件数

(2) 東習志野図書館

○建物概要(公有管理財産建物明細台帳より)

※東習志野コミュニティセンター内

- ・延床面積 410.64 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・開設年月日 昭和57年7月



○施設の管理者

・指定管理者:株式会社図書館流通センター

(指定管理期間:令和4年4月1日～令和9年3月31日)

○施設の設置目的

・図書館法に基づき、図書、記録その他必要な資料を收集整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

○施設設置の根拠法

・図書館法、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

○業務内容

・図書、記録その他の必要な資料の収集、整理、保管、貸出
読書会、講演会、研究会及び資料展示会等の開催 等

○施設の開館日時

・開館日 原則 火曜日から日曜日

・開館時間 9:00から17:00

※土曜日は、9:00から19:00

○利用状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
貸出冊数(冊)	137,281	131,414	132,168	123,203	102,285	119,442	116,293	114,161
貸出延人数(人)	40,350	39,033	40,382	38,516	32,003	38,417	38,005	36,514

(3) 実花公民館

○建物概要(公有管理財産建物明細台帳より)

※実花小学校内

- ・延床面積 581.90 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・開設年月日 昭和 54 年 7 月



○施設の管理者

・指定管理者:株式会社オーエンス

(指定管理期間:令和3年4月1日~令和8年3月31日)

○施設の設置目的

・实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○施設設置の根拠法

・社会教育法、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例

○業務内容

・施設の管理運営、定期講座の開設
討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催、諸室の貸出 等

○施設の開館日時

・開館日 原則 火曜日から日曜日

・開館時間 9:00から21:00

○利用状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間延利用人数(人)	31,611	29,610	28,292	25,560	12,840	13,017	18,260	19,022

(4) 東習志野コミュニティセンター

○建物概要(公有管理財産建物明細台帳より)

- ・延床面積 1,467.42 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・開設年月日 昭和 57 年 7 月



○施設の管理者

- ・指定管理者: ナンシンワコーグループ
(指定管理期間: 令和4年4月1日～令和9年3月31日)

○施設の設置目的

- ・地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図る。

○施設設置の根拠法

- ・習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

○業務内容

- ・施設の管理運営、諸室の貸出、講座等の開催 等

○施設の開館日時

- ・開館日 原則 火曜日から日曜日
- ・開館時間 9:00から21:00

○利用状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間延利用人数(人)	65,835	75,954	69,316	57,626	17,750	27,084	39,272	45,433

Ⅲ. 対象施設が持つ機能及び施設整備の基本的な方向性

基本コンセプトを基に新たな施設に求められる機能及び施設整備については、以下のとおりとします。

Ⅰ. 多機能化・複合化の施設

(Ⅰ) 共 通

【機 能】

- ①ICT環境を活用し学校教育、生涯学習、地域活動の更なる充実を図ります。
- ②乳幼児から高齢者まであらゆる世代が集い、地域住民相互の交流の場として賑わいのある施設をめざします。
- ③子育て世代、高齢者、障がいのある方など多様な利用者に配慮し、すべての人が利用しやすい施設をめざします。
- ④隣接する小・中学校との連携がしやすい施設を検討します。
- ⑤諸室は、総合教育センター、公民館・コミュニティセンター機能と共用とし、施設の合理的な運用を行います。
- ⑥地震や風水害による災害時の避難所としての運用や防災拠点として活用できるよう施設内のスペースの確保及び倉庫の設置を検討します。
- ⑦通勤・通学途中でも、利用しやすい開館時間、開館方法を検討します。

【施設整備】

①バリアフリー

- ・誰もが使いやすい施設となるよう、バリアフリー化を図り、備品類の軽量化や、移動しやすい机、バリアフリースイッチ等の導入を検討します。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れたわかりやすい施設配置図や各諸室の案内標示に加え、月間の予定、イベント内容等が掲示できるよう検討します。

②動 線

- ・教育相談及び適応指導教室への出入口は、人との関わりや集団に対する不適応を示す児童生徒等に配慮し、複合施設利用者の動線とは異なる単独のものとし、
- ・音楽・ダンスなどの音を出すことを前提とした空間と、図書館などの静寂を求める空間との分けや、創作活動との運用上の分けの検討を含め、それぞれの利用者の動線を工夫します。

③ロビー

- ・複合施設として、それぞれの施設の利用者が他の施設の活動を自然と目にでき、関心を持たせることで、利用に結び付けるように空間を形成します。
- ・地域住民が気軽に集える休憩スペースを設置します。

- ・幼稚園・保育所・こども園の幼児、小中学校の児童生徒、公民館サークル等による作品展示やイベントが開催できるスペースを設けます。また、施設全体の廊下や壁面に作品の掛けやすさを考慮した設備を配置し、訪れた人が幅広い世代の作品に触れることができる施設になるよう検討します。
- ・パネルスクリーンやパンフレットスタンドを複数配置した掲示コーナーを設け、イベント情報や行政情報の掲示等に使用します。
- ・救護・災害対応スペース（担架等の救急用具、災害対応用具、具合の悪い方への休息スペース）を設けます。

④子育て世代への配慮

- ・子育て世代が安心して利用できる授乳スペース・オムツ替えスペースを整備します。

⑤飲食スペース

- ・施設利用者に加え、近隣施設利用者及び地域住民も気軽に利用することができる飲食スペース等の設置を検討します。

⑥防犯カメラ

- ・利用者が安心して施設を利用できるよう防犯カメラを設置します。

⑦環境への配慮

- ・地球温暖化防止やエネルギー使用合理化等の観点から環境に配慮した施設の整備を検討します。

⑧Wi-Fi 環境の充実

- ・教育関係の情報ネットワークに配慮したうえで、利用者の誰もが利用できる Wi-Fi 環境を整えます。

(2) 総合教育センター

【機能】

①調査研究

(先進的な研究の推進)

- ・教育を取り巻く環境が大きく変わる中、教育に係る情報の収集・分析を行い、質の高い教育を推進するための先端技術の導入や、根拠に基づいた先導的な学習支援を目指した研究を推進し、シンクタンク機能の強化を図ります。
- ・全国学力学習状況調査や児童生徒のタブレット使用状況、ドリルの活用状況などを分析し、学習状況の把握や今後、目指すべき教育の方向性の検証を行います。また、集まった学習履歴や研究等の集積情報を最大限に活用した教材の選択、開発といった、効率的な学力向上プログラムの提供を行います。

(教育DX(デジタルトランスフォーメーション)機能)

- ・校務のデジタル化による教職員の業務の軽減と効率化の推進を図るとともに、教育活動の質の改善を目指して、総合的な教育支援システムの構築に取り組みます。
- ・教科内容のより深い理解を促すために、ICTを活用した学習活動を計画的に実施し、子どもの個別最適な学び・協働的な学びを実現するデジタル教育の推進を目指します。

② 研 修

(人材育成)

- ・通常の学習指導に加え、個別最適な学びや協働的な学びにつながる、連続性のある学びを積み上げる研修の構築を目指して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した研修の充実を目指します。
- ・多種多様な時代の変化に対応するためには、柔軟な思考と経験、課題解決のための専門的な知識や経験が求められます。そのため、次世代を見据え先端技術であるAI等を活用した学びや、教職員のICT活用能力の向上を図る研修の充実を目指します。

(学びの場の多様化)

- ・教職員の研修については、教職員の負担軽減・研修管理の効率化の観点からオンライン等で行えるものを精査し、研修の在り方改革を行います。Wi-Fi 環境を含めて、専用の配信ができるよう、環境の整備を行います。

③ 教育相談

(教育相談(来所相談・電話相談・訪問相談・メール相談))

- ・多種多様な相談に対応できる相談専門チームの体制を築き、相談者一人ひとりに寄り添った教育相談を行います。また、さらなる充実を目指し、AI等を活用した教育相談の在り方も研究していきます。
- ・誰一人取り残さない不登校支援の充実のために、家庭と学校をつなぐプラットフォームとしての機能を十分に発揮し、子どもの居場所の確保のために、安心して過ごすことができる学びの場について相談していきます。
- ・教育相談をより進めていくために、子どものアセスメントを確実に行っていきます。そのために、活動する子どもの様子を観察できる機能を持ったプレイルームを整備したり、話している声が漏れないよう防音性の高い部屋にしたりと、相談設備を整えていきます。

(特別支援教育相談(就学相談含))

- ・専門的な観点から相談を行い、相談を重ねる中で子どもの適正就学を目指した就学相談を行います。
- ・子どもの発達の偏りや遅れ、保護者の悩み相談を進め、家庭や学校で行うことができる支援の在り方等についても提案をしていきます。

- ・適宜発達検査を実施し、相談だけではわからない内面のアセスメントを行います。検査時には周囲を気にせずに集中でき、視聴覚に刺激が入らない部屋で検査が行えるようにします。

(適応指導教室)

- ・不登校の子どもの集団生活への適応や、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を目指し、子どもが無理なく自立できるよう学びの場を提供していきます。
- ・子どもや保護者、対応する教職員に対しての心の支えとなる相談や研修会を企画し、一人ひとりに寄り添った不登校支援対策を講じていきます。

【施設整備】

①研修室(会議室)

(発表・視聴機能の充実)

- ・大型モニターの設置などICT環境を充実させ、プレゼンテーションしやすい環境を整えます。
- ・集団研修、グループワーク、プレゼンテーションなど研修用途に沿ったレイアウト変更を可能とする椅子や机などを配備します。
- ・わくわく学びランドなどの映像学習に対応するため、講演会や映像の視聴にも対応できるホールの機能を検討します。
- ・研修講師の控室等としての機能を兼ね備えた部屋を整備します。

②メディアルーム

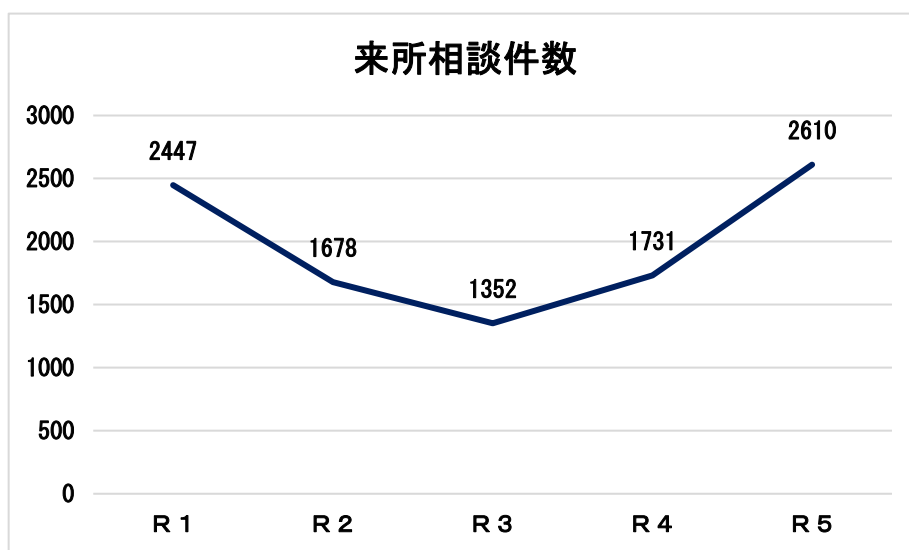
- ・撮影機材・通信設備及び環境を整え、会議や研修の内容によって、オンデマンド型に加え、ライブ配信機能を備えたICT管理スタジオを整備し、教職員が勤務場所を離れずにオンラインでの研修に参加できるようにします。
- ・児童生徒タブレット端末や校務用パソコン等のメンテナンス機能としての部屋を整備します。

(イメージ図)



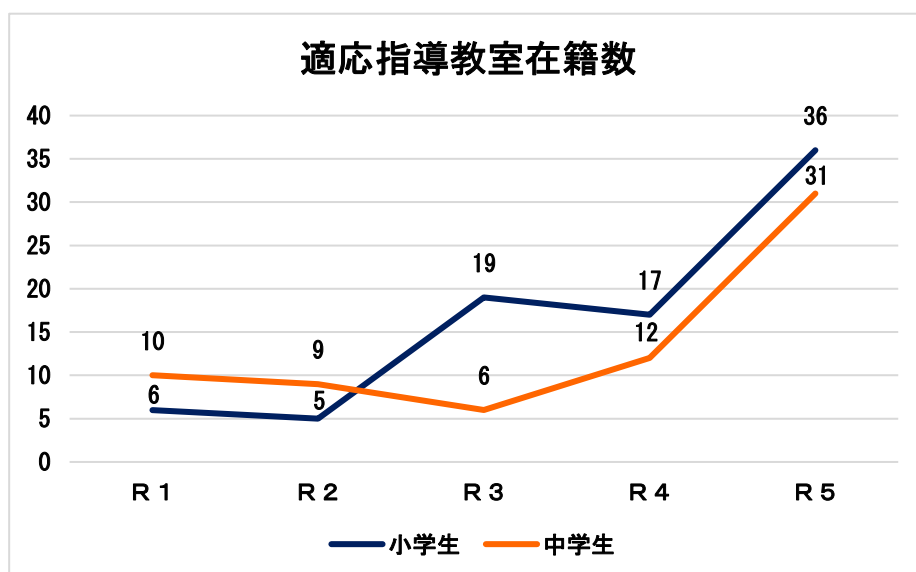
③教育相談関係諸室（来所相談・電話相談・控室・検査室）

- ・年々増加する教育相談に対応するため、保護者との相談室を3部屋整備します。また、来所相談は、基本的に保護者への教育相談と子どもへのプレイセラピーを同時並行で行うため、相談室と同数のプレイルームを整備します。
- ・プレイセラピーを行うプレイルームの一室には、ワンウェイミラーの設置、箱庭、録音機能、防音に配慮した整備、特定の相談室から様子を伺うことができるようにする機能の整備を検討します。
- ・子どもの就学に関する発達検査を行う検査室を整備します。検査室は、子どもの気が散らないようにするための検査の机・椅子、冷暖房設備以外の装飾が全くない部屋で、防音機能も整備します。
- ・相談者のプライバシーを守るための防音設備と落ち着いた控室(待合室)を整備します。



④適応指導教室「フレンドあいあい」

- ・学習指導を行う部屋とグループ活動や創作活動、軽い運動ができる部屋を整備します。



⑤調査研究・研修資料・ICT機器・視聴覚機材等の保管庫

- ・これまで蓄積された研究資料や県内の教育施設の資料等の保管管理、ICT機器や視聴覚機材等の保管及び作業を行うため必要とする保管庫を整備します。

⑥所員室・相談員室

- ・相談業務の内容には、学校に関する相談もあり、学校関係者と連絡を頻繁に行っている所員室において相談業務を行うことで、相談者がかけづらくなるなど相談業務に支障が出る恐れがあることから、所員室と相談員室は、分けし整備します。

⑦習志野教科書センター

- ・習志野市立小・中・高等学校が使用している教科書について、一般市民にも関心を持ってもらうため、図書館内に教科書センターを設けます。

(3) 図書館

【機能】

①利用者と本の思いがけない出会い、発見の場とします

- ・書籍や雑誌に囲まれた空間で過ごすことは、知的好奇心を刺激し、思いがけない発見をもたらします。思わず本を手に取りたくなるような本の見せ方、展示の工夫をすることにより、資料の発見の場としての図書館作りに努めます。

②1冊の本を読み終えてしまえる居心地の良い空間の提供します

- ・余暇を過ごす場所として長時間滞在できるよう、居心地の良さなど快適性を重視し、くつろいで「本を読む」ことを楽しめる空間を整えます。

【施設整備】

安全で快適な施設となるよう、次のことに配慮します。

- ・室内環境（温度、湿度、空気の質、照明、採光、音等）を快適に保つようにします。
- ・直接採光はできる限り控え、天候や時間による室内の明るさの変化を抑え、照明は長時間の読書でも目が疲れないようにします。
- ・窓は室内が過度に閉鎖的な印象を与えないよう適度に設置するとともに、のぞき等、近隣の住宅や学校に迷惑をかけないように配慮します。
- ・入口や各コーナー、設備への配置がわかりやすく、利用者と職員の会話が生じるカウンター周辺、ざわめきが生じる児童コーナー、利用者同士の会話があるブラウジング、静かに読書を楽しむ閲覧スペース等、利用者や職員の動線が交わらないようにします。

①閲覧室

- ・閲覧室には、サービスカウンター（案内、貸出・返却）、登録・相談カウンター（利用登録、資料相談、予約受付、書庫請求）、児童向け閲覧スペース、こどもカウンター、おはなし室、ブラウジングコーナー

(雑誌・新聞配架閲覧コーナー)、ハンディキャップサービスコーナー、情報コーナー(インターネット閲覧端末)を設けます。

- ・図書館入口にはBDS(未手続持ち出し防止装置)を設置します。利用者はBDSゲートを通して館内を出入りし、貸出しは自動貸出機で行います。
- ・開放感を感じさせる開架フロアに、様々な形態の資料をわかりやすく、利用しやすく配置します。
- ・一般向けと児童向けに、時事や季節に関する資料を展示できるコーナーをそれぞれ複数箇所設けます。

②学習室

- ・持ち込みの資料やIC機器を使用できる学習スペースを設けます。
- ・学習席の形態は個人利用ができ、パソコン等も使用できるよう、照明、電源を備えたキャレルデスクとします。

③ボランティアルーム(ボランティア作業室、控室、用具置き場)

- ・図書館で活動するボランティアが作業や打合せ、交流を行う活動拠点となる設備とスペースの設置を検討します。

④事務室

- ・事務室・作業室では、図書館システムの端末を備え、事務作業の他、他図書館への移送資料の仕分けや保管、資料の装備、修理等を行います。

⑤書庫

- ・閲覧室にある図書の新鮮さを保つため、利用度の低くなった資料を別置き、また、資料的価値の高い資料を長く保存し、後世の市民の利用に供するため、十分な収納能力を有する保存書庫を設けます。

(4) 公民館・コミュニティセンター

【機能】

- ①人生の各段階に応じた社会教育活動と文化活動の支援を推進するとともに、その成果を発表する場を提供します。
- ②各世代の学習意欲を汲み取り、新たな利用者が増加するようなサービスを提供します。
- ③地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図る場とします。
- ④地域や学校等と連携した多彩な活動を展開する場とします。
- ⑤地域のコミュニティ活動の推進に寄与する、地域住民のニーズを反映した企画事業を展開します。
- ⑥地域住民で組織される町会・自治会等の活動の支援を推進します。
- ⑦地域のサークル活動を行う団体の支援及び育成を行います。

【施設整備】

①集会室・講義室

(収容人数・可動式)

- ・サークル活動、音楽イベントや落語会等、これまで活動していた団体が不備なく活動できるとともに、地域の交流がより活発になるようにし、様々な活動に対応できるよう少人数から150人程度が収容できる部屋として、可動式の仕切りによって面積を変えられることができる部屋とします。

(防音・ステージ)

- ・オーケストラ等の練習や音源を使用したダンス練習等に利用することができる仕様とするため、一定の防音性をもたせ、イベント開催時等に舞台として使用できる出し入れ可能な簡易ステージの設置を検討します。
- ・壁面を鏡張りにするなどダンス等で利用できる部屋を検討します。

②和 室

- ・一定の広さを求める利用から、8畳程度の利用まで、広さのニーズが分かれていることから、仕切りの設置等によりニーズに応じた利用を可能とするよう工夫します。
- ・和室を茶室としても使用できるよう、電気炉を使用する場合を考慮したコンセントの配置等について検討します。
- ・ヨガや体操等の運動のニーズも高いことから、壁面扉内に鏡を設置した和室を検討します。

③調理室

- ・調理台を現施設の現状の5台以上に設置できるよう検討します。また、講師用のテーブルや、ガス釜・ガスオーブンの設置を含め、レイアウトを検討します。

④こども・若者スペース

- ・子育て世代が気軽に使える施設になるよう、こどもスペースの設置を検討します。
- ・土間・縁側のような半屋外のスペースや座ったり寝そべったりできるカーペットのスペースなど、子育て世代が安心して過ごせるスペースの設置を検討します。
- ・17時以降は、若者スペースとして切り替え、学習やワーキングスペースとして利用できる安全安心な居場所としての活用を検討します。

⑤倉 庫

- ・利用団体の備品を保管できる倉庫を整備します。また、展示パネルなど縦横の物品の長さ大きさ・形状を考慮し、出し入れのしやすい配置等を検討していきます。

⑥事務室

- ・事務室窓口にて、利用案内、予約受付、講座受付、料金徴収等行うため、利用しやすい場所に設置し、窓口付近に券売機を設置します。

2. 屋外スペース

現在の総合教育センターの敷地は、ゆとりがあることから、屋外スペースも有効活用することとします。

- ・建物施設内のこどもスペースと連携した魅力あるスペースを検討します。
- ・雨天でも学校活動やイベント開催ができ、地域住民も利用できるスペースを検討します。
- ・屋外スペースと駐車場を一体的に活用することで、より大規模なイベント実施が可能となり地域住民も参加できる地域交流スペースとして賑わい創出の場の提供を検討します。

3. 駐車場・駐輪場

- ・複合化される施設の利用状況や新たに整備される施設機能を踏まえ、必要とする駐車・駐輪台数を確保することとし、収容台数等については、今後、検討することとします。
- ・音楽系イベントの実施時等にスムーズに楽器を搬出入できるよう、駐車場からのルートを検討していきます。
- ・図書館業務に配慮し、雨天時でも図書を濡らさずに積み下ろしができるよう建物と隣接した場所に必要とする屋根付きの専用駐車場を設けます。
- ・駐輪スペースは自転車用とバイク用に分け、利用者用駐輪場と別に職員の通勤用駐輪スペースを設けます。
- ・障がい者用、高齢者用の駐車スペースを設け、体にハンディキャップのある方も利用しやすくします。

4. 施設までのアクセス

- ・新施設までのアクセスのメインとなる文教通りについては、現状において狭隘な道路のため拡幅を求める声があります。一方で、近隣にある第四中学校及び東習志野小学校の通学路となっており、拡幅により児童生徒の安全性が損なわれる恐れもあります。文教通りのあり方については、児童生徒の安全性を最優先に地域住民の意向も踏まえ、今後、検討します。
- ・施設前の道路は、近隣施設である東部体育館利用者等も考慮し、大型バスが乗り入れできるよう広くすることを検討します。
- ・ナラシドバスは、路線バスと競合しない形でルート設定をしており、大きな目的としては、交通結節点となる駅（実籾駅、八千代台駅）へ時間をかけずに移動ができることを主眼としたものであります。このようなことから施設等への乗入れに向けた運行ルートの延伸や新たなルート設定については、速達性の低下や既存ダイヤの減便による利便性の低下が懸念され、利用者の減少、採算性の低下につながる恐れがあり、多くの課題があることから様々な視点での検討が必要となります。

5. (施設外)文化財展示室及び文化財保存室 ※実花公民館跡施設の活用

- ・総合教育センターの再整備に合わせ、実花公民館跡施設は歴史資料の専用展示室等としての活用を検討していきます。リノベーションについては、実花小学校の長寿命化改修工事に併せての実

施を想定しており、別途、構想を策定予定ですが、歴史資料に関する講座や、団体見学時の説明に使用する研修室を設置し、研修室の使用予定のない時は、一定程度、地域の方々の利用が可能となるよう検討していきます。

6. その他

- ・現在関係団体が使用している諸室の整備を検討します。

Ⅳ. 施設利用者及び地域住民等のニーズの把握

基本構想策定の基礎資料とするため、各施設及び施設利用者、関係団体、地域住民、学校関係者への意見聴取を行いました。

Ⅰ. 施設利用者・地域住民のニーズの把握方法

(Ⅰ) 施設利用者の意見聴取

○実花公民館

令和5年12月に実花公民館のサークル連絡協議会の役員会及び定例会で説明し、令和6年1月から協議会に所属する各団体に対し個別にヒアリングを実施。

(実施時期) 令和6年1月16日(火)から3月20日(水)

(対象) 15団体 101名

○東習志野コミュニティセンター

登録団体サークルを対象に説明会を開催。

(実施時期) 令和6年3月3日(日)10時

(対象) 16団体 20名

○東習志野図書館

来館者を対象にアンケートを実施。

(実施期間) 令和6年3月30日(土)～4月23日(火)

(回答者数) 24名

(Ⅱ) 地域住民の意見聴取

○アンケート実施

令和6年4月17日(水)から6月14日(金)の間、電子及び対象施設においてアンケートを実施。

(回答者数) 263名

○地域住民説明会

地域住民を対象に東習志野コミュニティセンター及び実花公民館で説明会を開催。

【東習志野コミュニティセンター】

開催日時	令和6年5月11日(土)10時	令和6年5月14日(火)19時
出席者数	11名	16名

【実花公民館】

開催日時	令和6年5月11日(土)13時30分	令和6年5月15日(水)19時
出席者数	11名	3名

(Ⅲ) 市立小・中学校からの要望事項等

市立小・中学校から「施設設備全般・研修機能・教育相談機能」に関する要望事項等について取りまとめを行った。

V. 事業スケジュールの検討(令和7年3月末時点)

(仮称)新総合教育センター再整備に向けたスケジュールは以下のとおりとします。

時 期	内 容
2024(令和6)年度	基本構想策定
2025(令和7)年度	基本計画策定
2026(令和8)年度～2027(令和9)年度	基本設計・実施設計
2028(令和10)年度～2029(令和11)年度	旧プラネタリウム館解体・複合施設建設
2030(令和12)年4月	複合施設開設
2030(令和12)年度	現総合教育センター解体・外構工事

(仮称)新総合教育センター再整備基本構想

令和7年3月発行

発行：習志野市教育委員会

編集：総合教育センター

〒275-0001

千葉県 習志野市 東習志野 3丁目4番4号

電話 047-476-1715
